

パルティ30周年記念事業実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

この要領は、パルティ30周年記念事業実施業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

パルティ30周年記念事業実施業務

(2) 業務の内容

別紙「パルティ30周年記念事業実施業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7(2025)年12月15日(月)まで

(4) 委託料上限額

1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部 とちぎ男女共同参画センター 事業推進課

〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4-1 とちぎ男女共同参画センター パルティ

TEL:028-665-8323(火曜日から土曜日の午前9時～午後5時まで、ただし祝日を除く。)

E-mail:danjo-ksc@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づく栃木県の入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (7) 実施要領4に記載する審査会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7(2025)年4月18日(金)
イ 質問受付期限	令和7(2025)年4月25日(金)正午必着
ウ 質問に対する回答	令和7(2025)年5月2日(金)予定
エ 参加表明書の提出期限	令和7(2025)年5月9日(金)正午必着
オ 企画提案書の提出期限	令和7(2025)年5月16日(金)正午必着
カ 選考委員会	令和7(2025)年5月下旬予定
キ 選定結果の通知・公表	令和7(2025)年5月下旬予定

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間:令和7(2025)年4月18日(金)～令和7(2025)年5月9日(金)

イ 配布場所:栃木県ホームページ(入札・公売からダウンロードすること。)

URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙様式1)により、電子メールにより提出すること。

ア 受付期間:公募開始日～令和7(2025)年4月25日(金)正午必着

イ 質疑方法:電子メールにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日:令和7(2025)年5月2日(金)予定

エ 回答方法:回答は栃木県ホームページ(4(2)イの URL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- ・ 参加表明書(別紙様式2)
- ・ 参加資格確認書(別紙様式3)
- ・ 法人概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績(別紙様式4)

イ 提出期限:令和7(2025)年5月9日(金)正午必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所:2(5)

エ 提出方法:持参(火曜日から土曜日の午前9時～午後5時まで、ただし祝日を除く)又は郵送(書留郵便に限る。)による。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年5月13日(火)正午までに辞退届(別紙様式5)を提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を速やかに通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 通知日:令和7(2025)年5月13日(火)予定

イ 通知方法:電子メール

(6) 企画提案書等の作成

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

・総合司会者、ステージイベント、広報の提案を必ず入れること。

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記)

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部(正本1部、副本6部)とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名(参加者名を容易に類推させる表示を含む)を記載しないこと。

オ 提出の際に、参事兼とちぎ男女共同参画センター所長宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区分する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等の提出

企画提案書は次のとおり提出すること。

ア 提出期限:令和7(2025)年5月16日(金)正午必着

イ 提出方法:持参(火曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)により、1(5)に提出すること。郵送の場合は、提出した旨を電子メールにより、1(5)に連絡すること。

ウ 提出物:企画提案書(正本1部、副本6部)、見積書(正本1部)

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書及び見積書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別表 評価基準

1 各評価項目について、5段階評価点に下表の係数を乗じて得た点数の合計をもって、評価点を算出する。

評価項目		評価内容	係数	配点
(1)	業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。	3	15
(2)	提案内容の優良性及び独創性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	5	25
(3)	業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	4	20
(4)	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	4	20
(5)	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	2	10
(6)	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	2	10

2 各評価項目について、次のとおり5段階評価を行う。

5段階評価点	評価
5	特に良い
4	比較的良い
3	普通
2	やや劣る
1	劣る